

令和元年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年9月12日(木) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	7番	河村	久雄	
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	荻原	晴雄
	栄田	正温	井上	善雅
	谷本	昭	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	保田	公範	竹内	俊雄
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 6番 丸山 武 8番 田中 正則 野田 稔 前田 智

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 13番 小林 孝 14番 西村 辰寿
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
3 農地法施行規則該当転用届について
4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員 2 名。農地利用最適化推進委員 2 名。</p> <p>出席者数、農業委員 12 名です。定足数に達していますので令和元年度第 6 回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>農業委員会憲章唱和</p>
委員一同	(あいさつ・報告)
議長 (会長)	<p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13 番 小林 孝委員、14 番 西村 辰寿委員にお願いします</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 4 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 8 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 2 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は 1 件です。200㎡未満の農作業用倉庫です。内容は問題なしということで受理しました。</p> <p>報告 4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 1 件の該当事業がありました。八頭県土整備事務所との協議が出来ており、河川砂防課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に

よる許可申請につきまして審議を行います。受付番号 4-1 についてですが、これは次の議案第 2 号 6-1 に関係する案件ですので、併せて事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 4-1 と農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について、受付番号 6-1 を説明します。

土地の所在地 日下部地内 2 筆 台帳地目 2 筆とも畑 現況地目 2 筆とも畑 面積 685 m²の内 427.91 m²、80 m² 合計 507.91 m²。

一般住宅を目的とした転用です。

場所ですが、議案書の 2 ページから 4 ページに図面を付けています。

土地利用計画図、雨水汚水排水計画図は 5 ページに付けています。

理由につきましては、現在の住居が老朽化したため、町道に接しており利便性の良い申請地に新居を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、安部駅から 300m 以内の農地、第 3 種農地に該当し、許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピー、融資証明書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。行政庁の許認可についてですが、農業振興地域整備計画の変更、農用地区域からの除外につきましては許可見込みであり問題ないと考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は本人所有の畑、西側は町道、南側、北側は畑になっています。隣接耕作者の同意は得られています。雨水は自然流下で、既設の道路側溝へ放流します。水利権者の同意は得られています。汚水排水は公共下水道へ接続します。日照、通風についてですが、隣接農地からの距離は 2m から 12.5m とりますし、住宅の高さは約 8m です。周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、9 番 木原委員に事前調査をお願いしていま

すので報告をお願いします。

木原委員

事務局の説明のとおりです。両者に確認を行いました。6月の定例会で農振除外申請の際に説明したとおりですが、新居を建築したいと
のことです。周辺農地への影響はないと考えますし、隣接土地所有者
も快く協力されていますので、問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょう
か。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号 5-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 5-2 について説明します。

土地の所在地 船岡地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積
556 m²の内 369 m²。

一般住宅を目的とした転用です。

場所は、議案書 7 ページから 9 ページに図面を付けています。土地
利用計画図は 10 ページに、雨水汚水排水計画図は 11 ページに付けて
います。

理由につきましては、現在は鳥取市内のアパートに居住している
が、実家近くの申請地に新居を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載さ
れた内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、
小集団の生産力の低い農地、第 2 種農地です。許可根拠は集落接続で
す。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピー、融資
証明書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えま
す。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれ
ます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面

積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は町道、西側は田、南側は水路、北側は宅地になっています。隣接耕作者の同意は得られています。0.3mから0.4mの盛土を行い、擁壁を設けます。雨水は溜桝を設置し既設の道路側溝へ放流します。汚水排水は合併浄化槽を設置し既設の道路側溝へ放流します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、隣接農地からの距離は4mから5mとりますし、住宅の高さは約5mです。周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、1番 山根委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山根委員 9月2日に代理人に聞き取り調査を行いました。事務局の報告のとおりです。家を建築されても周辺農地への影響はないと考えますし、来年3月までの完成を目指しておられますので、問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号7-2について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号7-2について説明します。

土地の所在地 久能寺地内 4筆 台帳地目 1筆は田 3筆は畑
現況地目 すべて畑 面積 194㎡、284㎡、842㎡、243㎡ 合計1,563㎡。

露天駐車場及び資材置場を目的とした賃貸借権設定の転用です。場所ですが、議案書の14ページから16ページに図面を付けています。土地利用計画図は17ページに付けています。

理由につきましては、事務所は鳥取市であるが、作業場所は八頭町を拠点としているため、県道河原インター線の出入口に近く交通の利便性の良い申請地に駐車場及び資材置場を新設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、住宅等が連たんする区域内の農地、第3種農地に該当し、許可根拠は原則許可です。

整地等は自社でされるということで、費用はかかりません。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は町道、西側、南側は宅地、北側は水路になっています。周囲に農地はありません。雨水は自然流下で、既設の道路側溝へ放流します。汚水排水は発生しません。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築されませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、3番 山寄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員 受付番号7-2の調査結果について報告します。9月1日に現地調査を行い、申請人に電話で聞き取りを行いました。譲渡人はそれぞれ県外に居住されており、とても維持管理はできないということです。周辺の住民にも迷惑をかけてはいけないと思い、できることなら処分したいと考えておられました。耕作放棄状態になりつつあった農地です。16ページを見ていただくと分かりますが、申請地の周辺はすべて宅地です。問題はないと考えますが、皆様のご審議をお願いします。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第3号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号5-1について説明します。 土地の所在地 船岡地内1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 592 m ² です。 場所につきましては、議案書の19ページから21ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。 現地確認を山根委員、西村委員、上月推進委員にお願いしました。
議長（会長）	この件につきましては、1番山根委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
山根委員	9月3日に西村委員、上月推進委員、事務局、私の4名で現地調査を行いました。船岡の町中であり、表通りからは家の裏のため見えませんが、30年以上空き家の状態であった家の裏手の畑です。まったく手が付けられておらず、鬱蒼とした状態でした。とても農地への復元は困難であるということで、現地確認したメンバーでは意見が一致しました。非農地で問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号5-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 5-1 について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和元年 8 月 30 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 22 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が更新 2 件です。面積は畑 1,600 m²です。</p> <p>中間管理事業分は更新 1 件です。面積は田 2,566 m²です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長 (会長)	<p>通常の利用権設定分 受付番号 52-1 から 53-2、中間管理事業分 受付番号 52-1 について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 52-1 から 53-2、中間管理事業分 受付番号 52-1 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より令和元年 8 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 64-1 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 4 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 2,566 m²を借受け希望のありました地域の担</p>

い手である1法人へ配分するものです。

議長（会長） 整理番号64-1につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号64-1について申請どおり決定します。

以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●8月委員会で審議した4条申請については、8月20日付けで承認されました。

●農業委員会活動記録簿の記入例について

●次回農業委員会は10月10日（木）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。

以上です。

議長（会長） 以上で第6回農業委員会を終了します。

終了（14時40分）